

一般社団法人日本循環器学会 中国支部運営内規

(総則)

第1条 この内規は、一般社団法人日本循環器学会 支部規程を中国支部（以下「本支部」という。）において運用するために必要な事項を規定し、円滑な学会活動を推進することを目的とする。

(支部事務局)

第2条 本支部における支部事務局を山口大学大学院医学系研究科器官病態内科学内に設置する。

(支部長)

第3条 2年毎に行われる理事選出選挙の後、支部規程第6条2項に沿い支部長を決定するが、支部長の任期開始日は本部理事就任日とする。

- 2 支部規程第6条4項に沿い、支部長の任期は2年とし再任を妨げないとするが、本支部における支部長の連続して就任できる期数は2期（通算4年）までとする。
- 3 支部長は、「支部コンプライアンス・倫理規定」を確認し、その内容を遵守しなければならない。

(支部役員)

第4条 支部役員は、支部規程第7条1項に沿い、支部所属理事の他、本支部に所属する社員全員が就任する。その他にも支部運営に不可欠な人物がいる場合には、支部役員として支部長が指名する。

- 2 期中において社員の交代があった場合は支部役員も変更となるが、就任期間は前任者を引継ぐこととする。
- 3 支部役員は、「支部コンプライアンス・倫理規定」を確認し、その内容を遵守しなければならない。

(支部監事)

第5条 支部規程第8条1項に定める支部監事の定数は、本支部においては2名とする。

- 2 支部規程第8条2項に定める支部監事の選出について、本支部においては、支部業務に精通している者を1名、支部運営から独立性をもった者を1名、支部長が候補者を会員から選出することとする。なお独立性を鑑み、支部役員、支部幹事との兼務は不可とする。
- 3 支部監事は、「支部コンプライアンス・倫理規定」を確認し、その内容を遵守しなければならない。

(支部幹事)

第6条 支部規程第9条に定める支部幹事は、本支部においては支部事務局担当幹事1名、JCS-ITC担当幹事1名とし、支部役員、支部評議員との兼務も可能とする。

- 2 支部幹事は、「支部コンプライアンス・倫理規定」を確認し、その内容を遵守しなければならない。
- 3 支部事務局担当幹事ならびに JCS-ITC 担当幹事は、それぞれの業務における月度毎の収支状況をモニタリングし、予算進捗確認を行わなければならない。予算に対し収支悪化の場合は、対策を検討し支部長へ報告すること。また収支改善の場合は、その資金活用方法について検討し支部長へ報告することとする。
- 3 JCS-ITC 担当幹事は、本支部所属の会員かつ JCS-ITC ファカルティあるいはインストラクターの有資格者の中から選出することとする。

- 4 支部幹事は、それぞれの業務において投資（JCS-ITC 講習会用のマネキン、事務局運営用のパソコン等）が必要な場合は、事業計画、予算において明確化し、支部役員会・支部社員総会において発言し、承認を得なければならない。

（支部評議員）

- 第7条 支部規程第10条に定める支部評議員は、支部役員2名の推薦により選出し、支部役員会及び支部社員総会において承認する。
- 2 候補者は、支部役員会予定日より15日以前に所定の用紙を用いた履歴書、業績書及び支部役員2名が署名・捺印した推薦書を支部長へ提出する。
 - 3 支部評議員の被推薦資格は、以下の3項をすべて満たすこととする。
 - 1) 65歳以下で7年以上日本循環器学会の会員であること
 - 2) 大学講師・病院医長又はこれ以上の者であること
 - 3) 日本循環器学会学術集会または地方会において、過去5年間に3演題以上発表していること（共同演者でよい）。
 - 4 支部評議委員会に正当な理由なく3回連続して欠席した者、退会した者、中国地区から移動した者は、支部評議員の資格を喪失する。

（地方会会長）

- 第8条 地方会会長は、「支部コンプライアンス・倫理規定」を確認し、その内容を遵守しなければならない。
- 2 地方会会長は、「臨床研究の利益相反に関する共通指針の細則」に定められた様式の利益相反の自己申告書を支部長経由で本会へ提出しなければならない。
 - 3 地方会会長は、地方会開催日程の決定を行う。
 - 4 地方会の主題および演題の選定および採択は、会長が裁量する。
 - 5 地方会実施にあたり、会長の推薦にて会長校事務局長を任命してよい。会長校事務局長は、会長からの指示に基づき、地方会運営を補助することとする。
 - 6 地方会運営にあたる企画会社の選定は、会長一任とするが、企画会社手数料が過多とならないことを事前に確認しなければならない。
 - 7 地方会開催にあたり収入の受入れ、費用の精算の為、会長名において専用口座を開設しなければならない。口座開設と同時にキャッシュカードを作成する場合は、会長から使用者・保管者を指名し、それ以外のものが利用出来ない体制を構築しなければならない。
 - 8 通帳、届け印は会長または会長が指名した者が保管する。保管にあたっては必ず施錠し、本人のみが解錠出来る体制としなければならない。

（支部名誉会員）

- 第9条 支部規程第4条2項に定める支部名誉会員は、支部役員会及び支部社員総会において選任する。
- 2 支部名誉会員の被推薦資格は、支部社員総会開催日において年齢65歳以上（当日に65歳を迎える者を含む）の現役中国支部評議員であることとする。
 - 3 支部名誉会員は、支部評議員会に出席することができる。
 - 4 支部名誉会員は、永年資格とする。

(支部顧問)

- 第 10 条 支部規程第 4 条 2 項に定める支部顧問は、支部役員会及び支部社員総会において選任する。
- 2 支部顧問の被推薦資格は、支部役員を経験したものとする。
 - 3 支部顧問は、支部役員会及び支部社員総会に出席して発言することができるが議決権は有しない。
 - 4 支部顧問は、支部役員、支部幹事の兼務を不可とする。
 - 5 支部顧問は、永年資格とする。

(支部役員会、支部社員総会)

- 第 11 条 支部規程第 12 条に定める支部役員会は、本支部所属の社員が全て含まれるため、支部規程第 13 条の支部社員総会と同時開催することとする。

(地方会)

- 第 12 条 支部規程第 16 条 1 項に定める地方会について、本支部は原則として毎年 2 回地方会を開催する。うち 1 回は四国支部との合同開催とし、その会長は交互に務めるものとする。
- 2 地方会の名称は、第〇〇回日本循環器学会中国地方会とし、四国との合同開催の場合は第△△回日本循環器学会中国・四国合同地方会とする。
 - 3 前条に定める支部役員会・支部社員総会は、中国地方会及び中国・四国合同地方会において開催する。
 - 4 中国・四国合同地方会における支部評議員会は、中国支部長ならびに四国支部長の合意のもと、両名が各支部に対して招集し、揃って議長を務める。
 - 5 地方会運営に関するその他の事項は地方会運営要領に定めることとする。

(支部事務局業務)

- 第 13 条 支部規程第 15 条に定める支部事務局業務において、事務局担当幹事を補佐し、円滑に業務を遂行することを目的として、本業務に従事する人員を支部役員会の承認のもと採用しても構わない。雇用条件の変更がある場合は、支部役員会・支部社員総会での承認を必要とする。

(JCS-ITC 講習会)

- 第 14 条 支部規程第 17 条 1 項に定める JCS-ITC 講習会について、本支部は支部事務局において事務業務（受講料受付・謝金や立替金の精算 等）を行う。
- 2 JCS-ITC 講習会の事務業務については JCS-ITC 講習会事務要領に定めることとする。

附則

- 1) この内規は、平成 27 年 12 月 1 日から試行期間とし、平成 28 年 4 月 1 日から完全実施とする。
- 2) この内規の改廃は、支部役員会・支部社員総会の議決を経なければならない。

令和 2 年 6 月 16 日 改定
令和 3 年 6 月 7 日 改定